

高福第321-1号  
令和2年6月30日

各高齢者施設 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
岸田 正寿（公印省略）

介護施設におけるクラスターの発生に備えた互助ネットワークについて  
（協力依頼）

県高齢者福祉行政の推進に日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、介護サービスの提供に御尽力賜わり、重ねて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」は解除されたものの、全国各地で介護現場におけるクラスターが発生いたしました。

クラスター発生時の最大の問題は、多くの介護職員が感染した場合、入院や自宅待機などにより、職員の数が大幅に不足することです。

県ではこうした場合に備え、応援職員の派遣や入所者の受入等に御協力いただける施設を種別ごとに相互応援施設として登録し、クラスター発生に備えた互助ネットワークを構築したいと考えております（別添の図参照）。

各施設におかれては、自らの施設運営だけで精一杯という厳しい状況にあることと存じます。しかし、危機的な状況に陥った施設を応援することで、自らの施設に応援を頼めることにもなります。こうした趣旨を御理解いただき、是非「相互応援施設」として御協力くださるようお願い申し上げます。

御協力いただける施設におかれましては、別紙様式により、御返信くださいますようお願い申し上げます。

○電子データの取得方法

埼玉県ホームページから御覧ください。

[http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/corona\\_shien.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/corona_shien.html)

担当 施設・事業者指導担当

TEL：048-830-3247

FAX：048-830-4781

メール：a3240-07@pref.saitama.lg.jp

(別添)

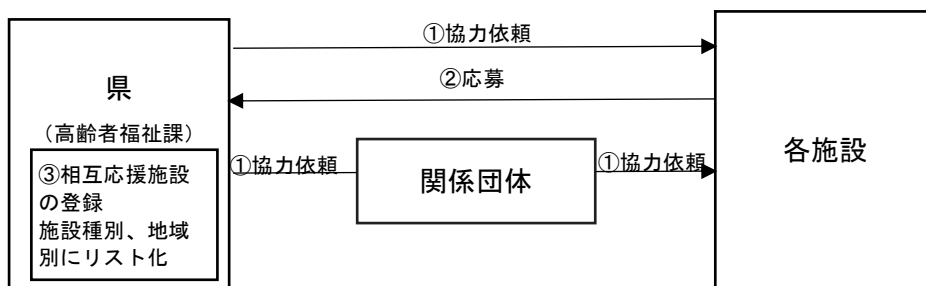
### 【相互応援施設 募集フロー】

- ・新型コロナウイルスのクラスターが発生して職員が不足する入所施設に対し、以下のような協力をいただける施設を募集

(1) クラスターが発生した施設のクリーンゾーンでの介護サービス提供

\* 陽性患者や濃厚接触者への支援は想定していません。

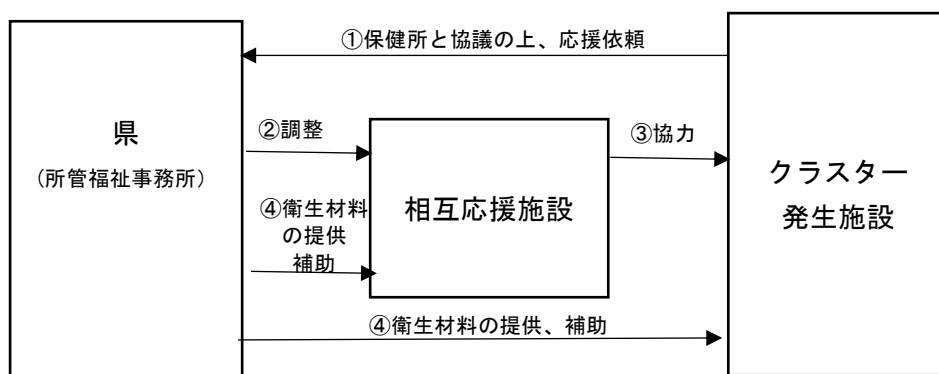
(2) クラスターが発生した施設の陰性患者の受入れ など



### 【相互応援施設 協力フロー】

新型コロナウイルスのクラスターが発生した入所施設は県に応援依頼

- ・ 県は当該施設の種別に応じて、近隣の施設を中心に応援協力を調整



## 【実際の応援に当たって】

- ・実際に応援を依頼する場合には、個別に期間や人数などを御相談させていただきます。
- ・応援を依頼するに当たっての基本的な考え方は以下のとおりです。

### 1 応援職員を派遣する場合

クリーンゾーンで、感染が確認されていない利用者の介護を担当していただきます。

具体的には以下のとおりです。

#### (1) 派遣職員が担当する利用者

- ①濃厚接触者でない利用者
- ②濃厚接触者ではあったが、PCR検査の結果が陰性となっている利用者  
\* 陽性の利用者やPCR検査の結果が出る前の利用者は対象外です。

#### (2) 派遣職員が介護サービスを担う場所

- ①新型コロナウイルス感染者が発生していないフロア
- ②新型コロナウイルス感染者が発生したフロアであっても消毒が完了し、保健衛生上適切な管理がなされている場所（新型コロナウイルスへの感染のリスクが低いと考えられる場所を基本とします。）

### 2 クラスタ発生施設から利用者を受け入れる場合

1と同様に、感染が確認されていない利用者の介護を担当していただきます。

- ①濃厚接触者でない利用者
- ②濃厚接触者ではあったが、PCR検査の結果が陰性となっている利用者  
\* 陽性の利用者やPCR検査の結果が出る前の利用者は対象外です。

### 3 必要な衛生材料の提供、職員派遣等に当たっての費用負担等

派遣される職員が介護を提供するに当たり必要な衛生材料等は県で確保します。

また、職員派遣等に当たって必要となる費用は県が補助する予定です。

#### (1) 衛生材料の供給

介護サービスの提供に必要な衛生材料（手袋、マスク、フェイスシールドガウン等を想定）は、県から供給します。

ただし、協力を受け入れる施設側でこれらの衛生材料を確保できる場合は施設側での供給を優先します。

(2) 職員派遣等に関する費用負担等

職員派遣等を行うに当たって必要となる新たな費用（例：職員が派遣先で介護に従事するための人件費（時間外手当等）、派遣時及び派遣終了後の待機期間の宿泊費用、旅費、損害保険に加入するための保険料等）は県が補助する予定です。